

委託費執行概要書



執 行 年 度	令和 8~10 年度 (債務負担行為)									
業 務 番 号 業 務 名	行方市一般廃棄物収集運搬業務 起工設計書									
工 事 場 所 又は履行場所	行方市内全域									
施 工 方 法	直 営・請 負・ <u>委 託</u>	原契約年月日	令和 年 月 日							
工 期 又 は 履 行 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 11 年 3 月 31 日まで (ゼロ債務負担行為に基づく契約) 3年間									
請 負 人 又 は 受 託 者										
費 目	起 工	第 1 回変更	増 減(△)	変更請負に付する工事価格 $= \text{変更積算工事価格} \times \text{請負比率}$ <p style="text-align: center;">請負比率 : $\frac{\text{起工 (前回変更) 時の請負決定額}}{\text{起工 (前回変更) 時の積算額}}$ (少数第 7 位切り捨て 6 位止め)</p> <p style="text-align: right;">円</p>						
起 工 額										
請負 (委託) に付する額										
工事 (業務) 価 格										
測 量 試 験 費 又は工事雑費										
消 費 税 相 当 額										
請負 (委託) 決 定 額										
工 事 概 要										
内 容	規 格 1	数 量 1	单 位 1	規 格 2	数 量 2	单 位 2	規 格 3	数 量 3	单 位 3	
一般廃棄物収集運搬業務	1	式								
変更理由										

行方市一般廃棄物収集運搬業務 内訳書

行方市一般廃棄物収集運搬業務 代価表

項目						月額
1.人件費	職種別	日別	人件費単価(円)	年間出勤平均日数(日)	人数(人)	月金額(円)
	一般運転手	平日		279.8	6	
	事務員(予備運転手)	平日		279.8	1	
	計					
2.法定福利費	種別	月人件費(円)				月金額(円)
	健康・介護保険料					
	厚生年金保険料					
	児童手当拠出金					
	雇用保険料					
	労働者災害補償保険料					
	小計					
3.車両経費 2t 塵芥車	車両保有台数	7 台				
	減価償却	車両価格(円)	車両耐用年数(年)	車両台数(台)		月金額(円)
	車両		2	7		
	小計					
	燃料費	1リットル単価(軽油)	円			
		走行距離(年/km)	燃料消費率(km/l)	燃料代(1ℓ)		月金額(円)
	車両	181,000	4			
	小計					
	オイル費	1リットル単価	円			
		走行距離(年/km)	オイル交換距離(km)	オイル交換回数(年)	オイル交換量(l/回)	オイル代(1ℓ)
	車両	181,000	5,000	37	6.5	
	小計					
	タイヤ費	(予備車両分は含まない)				
		タイヤ単価(円)	1台車両タイヤ本数	車両台数(台)		月金額(円)
	車両		6	6		
	小計					
	車検修理費					
		年車検修理単価(円)	車両台数(台)			月金額(円)
	車両		7			
	小計					
	機器修理費	(予備車両分は含まない)				
		年機器修理費(円)	車両台数(台)			月金額(円)
	車両		6			
	小計					
	計					
4.保険・公課費		年間合計(円)	車両台数(台)			月金額(円)
	自動車税		7			
	重量税		7			
	自賠責保険		7			
	計					
項目1~4合計						

行方市一般廃棄物収集運搬業務 仕様書

総 則

1 目 的

本仕様書は、行方市(以下「発注者」という)における一般廃棄物収集運搬業務(以下「業務」という。)を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものである。

2 業務名 行方市一般廃棄物収集運搬業務委託 (ゼロ債務負担行為に基づく契約)

3 履行場所 行方市内全域

4 履行期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで(3年間) 尚、契約日から令和8年3月31日までは準備期間とするため、債務の発生はないものとする。

5 業務の範囲

業務の委託範囲は、本仕様書に掲げる委託業務及びこれらに付随する一切の業務とする。

6 業務の履行

受注者は、業務を履行するために必要な人員配置、支援体制を整備し、業務の履行に万全を期さなければならぬ。また、本仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行上必要と思われる事については、責任をもつて対処しなければならない。

7 業務管理とその責任

- (1)受注者は、業務の公共的使命、社会的重要性を十分に認識し責任をもって履行しなければならない。
- (2)受注者は、業務を履行するにあたり、労働基準法、道路交通法等の関係法令等を遵守しなければならない。
- (3)受注者は、地震その他の天災及び重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しなければならない。

8 業務管理者の選任

受注者は、業務を適正に履行するために必要な業務従事者(以下「従事者」という。)を配置し、従事者の中から、施設の円滑な運転の総括的な責任を担うため、業務管理者を選任し、発注者に通知しなければならない。

9 業務責任者の職務及び知識経験等

業務責任者の職務及び必要な知識経験等は、次のとおりとする。

- (1)業務管理者は、業務の総括者としての十分な知識、経験を有し、営業所等に常駐し発注者の指示に従い、現場の総括者として業務に関する指揮管理及び一切の事項を処理する。
- (2)業務管理者は、業務の公共的使命の重大性に鑑み、関係法令等を遵守し、また現場作業の安全及び秩序を保ち、事故等の防止に努めること。
- (3)業務管理者は、収集車両の異常又は故障を発見した場合は、速やかに適切な処置をとること。また、事故が発生した場合は、直ちに発注者に報告し、その指示を受けるものとする。

10 業務従事者

- (1) 業務を履行するにあたり、業務従事者(運転手及び作業員等)を次のとおり配置するものとする。
 - ①業務従事者は、受注者が直接に正規雇用する者であり、常用車の合計台数以上の人員を配置すること。
 - (2)受注者は、従事者の担当業務、氏名、生年月日、資格を記載した業務従事者名簿及び有資格者証の写し運転免許証の写しを発注者に提出すること。
 - (3)受注者は、従事者の変更が必要なときは、その者が有資格者等の場合はその資格証の写しを添えて原則として20日前までに発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
- また、従事者が交替するときは、十分な実務引継ぎ期間をもって交替するものとする。

11 労務管理等

受注者は、業務を実施するにあたり次に掲げる事項を遵守すること。

- (1) 従事者の勤務については、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、健康保険法、厚生年金保険法、雇用保険法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 従事者の業務にあたっては、労働安全衛生関係法令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づく作業主任者、取扱責任者等を適切に配置し、作業の安全を第一として、作業効率・作業能率の向上に努めること。
- (3) 受注者は、従事者の労務管理・人事管理上的一切の責任を負うこと。

12 教育・訓練等

受注者は、収集運搬の適正な管理のため、従事者に必要な指導、教育等を行うこと。

また、業務上特に危険な作業については、労働災害を防止するために万全な体制を確立し、従事者に適切な指導を行うこと。

13 緊急事態発生の対応

受注者は、地震、台風等の災害時及び事故、火災等の緊急事態の発生に備え、従事者を非常招集できる体制を確立しておくこと。

緊急事態が発生した場合には、直ちに従事者を所定の場所に配置し適切な対応を講ずるとともに、速やかに警察、消防、発注者に通報すること。

収集途中に事故等が発生した場合には、収集が滞ることのないよう、予備車を使用すること。

また、緊急事態発生時の対応措置について、発注者に書面で速やかに報告すること。

14 秘密等の保持

受注者は、業務の履行上知り得た秘密を漏らしてはならない。なお、業務の契約満了後も同様とする。

15 関係法令の順守

受注者は、業務の履行にあたっては関係法令を遵守すること。

16 損害の賠償

受注者は、業務の遂行中に故意又は過失により、発注者または、第三者へ対物、対人の損害を及ぼした場合、その損害を補償すること。

なお、事故等が発生した場合は、速やかに発注者に報告し指示を受けること。

17 業務不履行時の処理

受注者の行う業務が、発注者の求める基準を満たしていないと認められる場合は、発注者は受注者に対して改善の指示を行うことができる。

発注者は、受注者が前記の指示に従わない時には、契約の解除又は期間を定めて業務の停止を命じることができる。

18 疑義

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方が協議のうえ決定することとする。

業務概要

1 業務内容

行方市内のごみ集積所に家庭から排出される燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみ、有害ごみ、及び市により臨時に収集依頼のあったごみ等について、収集および運搬等を行うものである。

2 収集

収集は、以下のとおり行うものとする。ただし、発注者から臨時にごみの収集依頼があった場合、災害その他特別な事情が発生した場合、市民から収集に関して苦情や問合せがあった場合等、発注者が収集の指示を行う場合はこの限りではない。

(1) 収集日

①月曜日から土曜日まで(ただし、祝日及び振替休日、お盆8月13日から8月15日は燃えるごみのみ収集、年末年始12月31日から1月3日は収集無し)とし、次の表のとおりとする。

収集地区	収集品目	曜日
① 麻生地区	燃えるごみ	月、木曜日
	燃えないごみ	第1、第3木曜日
	有害ごみ	第1、第3木曜日
	資源ごみ	月、木曜日 ※第1、第3木曜日除く

収集地区	収集品目	曜日
②玉造地区	燃えるごみ	火、金曜日
	燃えないごみ	第1、第3金曜日
	有害ごみ	第1、第3金曜日
	資源ごみ	火、金曜日 ※第1、第3金曜日除く

収集地区	収集品目	曜日
③北浦地区	燃えるごみ	水、土曜日
	燃えないごみ	第1、第3水曜日
	有害ごみ	第1、第3水曜日
	資源ごみ	水、土曜日 ※第1、第3水曜日除く

②発注者からの臨時の収集依頼があったごみ。

③各地区の収集後に、市民から収集に関して苦情や問合せがあった場合には、指導のうえ回収すること。

④毎月第1、第3水曜日に、各集積所に残っている混合資源、不燃ごみ、有害ごみ等を回収すること。

⑤古紙のストックヤード等に可燃ごみ、資源ごみ、不燃ごみ、有害ごみ等が散乱していた際には、発注者からの指示により回収すること。

⑥その他、発注者が収集の指示をした際には、回収すること。

(2) 収集運搬区域は、行方市内全域とする。

(3) 収集時間

①月曜日から金曜日の収集時間は午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日の収集時間は午前8時30分から午前11時30分までとし、市の指定する行方市環境美化センターへ搬入できる時間までとする。ただし、時間内に収集が終了しないと見込まれる場合は、直ちに行方市環境美化センターにその旨を連絡し、指示を受けるものとする。

②発注者から臨時に収集依頼ならびに指示があった場合は、当日中に収集することとし、発注者の指示する搬入先に搬入すること。

(4) 収集場所

①行方市内全域の指定ごみ集積所

麻生地区 195ヶ所 玉造地区 192ヶ所 北浦地区 95ヶ所 合計482ヶ所

なお、指定ごみ集積所は、新設や廃止等による増減する場合がある。ただし、これに伴う委託料の増減は原則として認めない。

②発注者から臨時に収集依頼ならびに指示があった場合は、発注者が指示する場所とする。

(5) 収集経路

①受注者は、収集を行う地域の道路事情等を勘案し、最も効率的で経済的な収集経路となるように努めなければならない。

②受注者は、やむを得ない場合又はごみ集積所の新設、変更等の場合を除き、設定した収集経路に基づき収集を行うものとする。また、同一ごみ集積所は収集品目ごとに可能な限り毎回、同一時間帯に収集するよう努めること。

(6) 違反ごみ・啓発・指導等

収集日において収集を行わないごみ等が収集場所に排出されている場合には、以下のとおりとする。

①排出ルールに違反したごみ等を発見した場合は、必ず違反内容を明記したうえで違反シールを貼付し啓発・指導を行うものとする。

②指定コンテナを使用する資源ごみ・不燃ごみについては、コンテナ内の回収可能なごみは回収し、違反ごみのみを取り残すこと。この際には、①のとおり違反内容を明記した違反シールを貼付すること。

③「家電リサイクル対象品目(冷蔵庫(冷凍庫を含む)、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、エアコン、洗濯機、乾燥機)」、ならびに「パーソナルコンピューター(本体、表示装置、ノートブック型パソコン、本体及び表示装置一体型パソコン)」、大型ごみは、①のとおり違反内容を明記した違反シールを貼付すること。

④違反ごみは、当日中に内容を取りまとめのうえ発注者へ報告すること。

⑤排出ルールに違反したごみ等については、次の収集日に回収又は発注者へ当該状況を報告しなければならない。ただし、ごみ等が周辺環境へ多大な影響が予想される場合は、速やかに発注者へ報告し指示があった場合は、それに従わなければならない。

⑥各地区的収集後に、市民から収集に関して苦情や問合せがあった場合には、早急に集積所等へ訪問し問合せ内容の確認、指導のうえ回収すること。

3 搬入

搬入については以下のとおりとする。また、収集したものについては、収集したその日に収集品目に応じて次の施設に搬入を行うものとする。ただし、発注者から許可を得た場合はこの限りではない。

(1) 搬入場所

行方市環境美化センター 茨城県行方市麻生3268-14

(2) 搬入時間

①月曜日から金曜日は午前8時30分から午後4時30分まで、土曜日は午前8時30分から午前11時30分までとし、発注者の指示により臨時の収集依頼があったものについては、平日は午後4時30分まで(土曜日は午前11時30分まで)に発注者の指定する場所まで搬入すること。ただし、発注者から許可を得た場合はこの限りではない。

②事故等により搬入時間内に搬入が終了しないと判断した場合は、発注者へ報告するとともに搬入先の施設にその旨を連絡するものとする。

4 収集車両等

(1) 収集車両

①収集の際に使用する車両は、「貨物自動車運送事業法」第2条第2項及び第3条の規定により、営業ナンバー(青ナンバー)とし、発注者に報告した車両を使用すること。

②収集車両は、1日の稼働中に異なる品目を収集する場合は、異なる品目を収集する前に収集した収集物

- を搬入先に搬入し、積載部分を清掃した後に収集すること。
- ③使用後は、洗車して常に清潔を保持すること。
- (2)車両配置
- ①常用車(通常使用する車両)は、塵芥車6台とする。
- ②予備車(繁忙時や常用車が故障等により使用できなくなったときに使用する車両)として、塵芥車1台以上配置すること。
- ③最大積載量及び使用車両については、事前に発注者に報告し、承認を得なければならない。
- (3)収集車両に具備すべき事項
- ①車両火災に備えて消火器を備え付けること。
- ②受注者の負担により各車両の自動車保険(任意保険、補償金額については、対人無制限、対物1千万円以上とする。)に加入すること。
- ③本業務遂行中は、発注者が別途指示する文字等を表示すること。なお、各車両を本業務以外に用いる場合は、当該文字等を表示しないこと。
- (4)収集車両の届出
- ①受注者は、本業務に使用する車両一覧表及び車検証の写しを発注者に提出すること。
- ②受注者は、使用車両の変更が必要なときは、必要書類を添付し、原則として20日前までに発注者に提出し、承諾を受けるものとする。
- (5)収集車両の増車等
- ①本仕様書による配置車両台数では、適正な業務遂行がなされないと判断したときは、発注者の指示に従い、収集車両の増車等を行うものとする。ただし、これに伴う委託料の増は原則として認めない。

5 業務従事者の構成

業務従事者の構成は、次のとおりとする。

- (1)業務責任者 1名以上
(2)運転手及び作業員等 7名以上

6 提出書類

- (1)受注者は、業務の着手までに、次の書類を提出すること。
- ①業務計画書
②着手届
③業務責任者選任届（雇用を証明する書類・該当する資格証の写しを添付すること）
④業務従事者名簿（雇用を証明する書類・該当する資格者証・運転免許証の写しを添付すること）
⑤使用車両一覧表（車検証の写しを添付すること）
⑥緊急連絡体制表
- (2)毎月の業務報告
- ①業務報告書（作業報告月報）を毎月提出すること。
受注者は、業務の実施状況を一般廃棄物収集報告書、一般廃棄物処理業務実績報告書及び一般廃棄物収集運搬業務運行状況報告書により作成し、翌月の10日までに発注者に報告しなければならない。
②提出された業務報告書について、発注者は検査を実施する。
- (3)受注者は、業務完了後に、発注者の完了検査を受けなければならない。
このため受注者は、業務が完了した際は、速やかに次の書類を提出すること。
- ①業務完成通知書

7 業務委託料

(1)支払方法

業務委託料の支払いは毎月とする。発注者の検査後に、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

(2)委託料の変更

物価変動により燃料価格等が著しく不適当となったときは、双方が協議のうえ、業務委託料を変更することができる。

8 その他の特記事項

- (1)受注者は、発注者と相互に協力して、この業務が一体として円滑に実施されるよう努めなければならない。
- (2)受注者は、本業務は行方市の事業であることを深く認識し、市民に対し、迷惑、不快となるような行動や言動は絶対に行わないこと。
- (3)受注者は、本業務に従事する者に対して市の一般廃棄物処理計画及びごみ出しルールを教育し、業務が円滑に行われるよう努めること。
- (4)収集後は、収集場所の清潔保持に留意すること。
- (5)発注者からごみ集積所の新設、変更等の連絡があった場合は、速やかにこれに従うこと。
- (6)受注者は、荒天、風雪等の災害や市民からの収集に係る問合せ等の事由により、発注者から収集、運搬、搬入等に係る特別な指示がある場合はこれに従うこと。
- (7)業務従事者は、本業務従事中にあっては受注者との雇用を証明する書類を常に携帯し、発注者が当該証明書の提示を求める場合は、これに応じること。
- (8)受注者は、本業務にあたり、自らが受託する他の業務との区別を明確にし、本業務により収集したごみ等と他の業務により収集したごみ等を混載しないこと。
- (9)受注者は、本業務にあたり、市民から金品を受け取らないこと。
- (10)本業務に必要な器材等に係る費用は、すべて受注者の負担とする。
- (11)受注者は、必要に応じて一般廃棄物収集管理システム等の導入を検討すること。
なお、システム導入費用や月額使用料等は、受注者の負担とする。
- (12)本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、双方が協議のうえ決定することとする。

参考資料

●年間出勤日数（見込値） 単位：日 (土曜は3/7日)

該当地区 該当年度	①麻生地区	②玉造地区	③北浦地区	3地区合計
令和8年度	102.0	102.0	73.9	277.9
令和9年度	104.0	104.0	73.9	281.9
令和10年度	103.0	103.0	73.7	279.7
令和8～10年度 平均	103.0	103.0	73.8	279.8

※収集曜日（麻生地区：月曜及び木曜、玉造地区：火曜及び金曜、北浦地区：水曜及び土曜）

令和8年度 ゴミ収集予定(行方市全域)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	(29)	30		

5月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	(4)	(5)	(6)	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

6月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28				

8月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	
2	3	4	5	6	7	8
9	10	(11)	12	(13)	(14)	(15)
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	(21)	(22)	(23)	24	25	26
27	28	29	30			

10月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	(12)	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

11月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	(3)	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	(23)	24	25	26	27	28
29	30					

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	X		

1月						
日	月	火	水	木	金	土
				X	X	
4	5	6	7	8	9	
10	(11)	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	6
7	8	9	10	(11)	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	(23)	24	25	26	27
28						

3月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	(22)	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

* 祝日及び振替休日、お盆8月13日から8月15日は燃えるごみのみの収集 ○印

*年末年始休業日 12月31日～1月3日まで

地区名	日数	稼動時間
麻生地区	102日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
玉造地区	102日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
北浦地区	52日	水曜日 (8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
	51日	土曜日 (8時30分～11時30分 3.0時間)

令和9年度 ゴミ収集予定(行方市全域)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	(29)	30	

5月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	(3)	(4)	(5)	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

6月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

7月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	(19)	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

8月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	(11)	12	(13)	(14)
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

9月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	(20)	21	22	(23)	24	25
26	27	28	29	30		

10月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	(11)	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

11月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	(3)	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	(23)	24	25	26	27
28	29	30				

12月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	X	

1月						
日	月	火	水	木	金	土
						X
2	3	4	5	6	7	8
9	(10)	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

2月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	(11)	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	(23)	24	25	26
27	28	29				

3月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	(20)	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

* 祝日及び振替休日、お盆8月13日から8月15日は燃えるごみのみの収集 ○印

*年末年始休業日 12月31日～1月3日まで

地区名	日数	稼動時間
麻生地区	104日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
玉造地区	104日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
北浦地区	52日	水曜日 (8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間= 7.0時間)
	51日	土曜日 (8時30分～11時30分 3.0時間)

令和10年度 ゴミ収集予定(行方市全域)

4月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	(29)
30						

5月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	(3)	(4)	(5)	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月						
日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月						
日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	(11)	12
13	(14)	(15)	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	(18)	19	20	21	(22)	23
24	25	26	27	28	29	30

10月						
日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	(3)	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	(23)	24	25
26	27	28	29	30		

12月						
日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
X						

1月						
日	月	火	水	木	金	土
		X	X	8	4	5
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	(12)	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	(23)	24
25	26	27	28			

3月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	(20)	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

*祝日及び振替休日、お盆8月13日から8月15日は燃えるごみのみの収集 ○印

*年末年始休業日 12月31日～1月3日まで

地区名		日数	稼動時間	
	麻生地区	103日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間＝	7.0時間)
	玉造地区	103日	(8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間＝	7.0時間)
北浦地区		51日	水曜日 (8時30分～16時30分 8.0時間－昼食1.0時間＝	7.0時間)
		53日	土曜日 (8時30分～11時30分 3.0時間)	

参考資料

●地区全体（麻生・玉造・北浦）年間走行距離（実績値） 単位：km

該当年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
令和3年度 (2021.4~2022.3)	15,874	15,616	15,962	13,244	16,859	15,972	16,207	15,823	16,225	15,414	14,976	17,132	189,304
令和4年度 (2022.4~2023.3)	16,013	16,245	15,297	15,067	16,567	15,062	15,488	15,483	15,737	14,035	14,347	16,335	185,676
令和5年度 (2023.4~2024.3)	14,961	15,671	15,755	15,637	16,740	15,793	15,909	15,166	15,779	14,936	14,490	15,208	186,045
令和6年度 (2024.4~2025.3)	15,344	16,030	14,498	15,935	15,898	14,628	15,813	15,237	14,788	14,340	13,841	15,023	181,375

年間設計距離 設計値	181,000km
------------	-----------

参考資料

令和6年度実務収集重量

北浦地区					玉造地区					麻生地区							
月	集積所	可燃物	資源物	不燃物	合計 (Kg)	月	集積所	可燃物	資源物	不燃物	合計 (Kg)	月	集積所	可燃物	資源物	不燃物	合計 (Kg)
4	95	83,170	5,800	6,270	95,240	4	189	181,940	9,710	7,750	199,400	4	196	188,560	9,080	6,310	203,950
5	95	93,880	6,670	4,530	105,080	5	189	167,110	8,830	5,860	181,800	5	196	177,400	9,380	5,460	192,240
6	95	91,240	6,730	5,020	102,990	6	189	151,810	8,930	7,310	168,050	6	196	158,590	8,350	7,200	174,140
7	95	92,370	7,190	4,330	103,890	7	189	177,910	10,670	6,010	194,590	7	196	188,820	10,610	5,440	204,870
8	95	92,520	8,370	5,090	105,980	8	189	175,290	10,920	5,420	191,630	8	196	187,850	11,080	5,280	204,210
9	95	75,410	6,590	3,700	85,700	9	189	141,320	9,040	7,760	158,120	9	196	175,060	10,340	7,340	192,740
10	95	86,380	6,110	3,970	96,460	10	188	158,430	9,100	5,300	172,830	10	196	167,480	8,420	5,600	181,500
11	95	85,120	6,000	4,070	95,190	11	189	148,430	7,850	6,830	163,110	11	196	146,610	7,250	6,420	160,280
12	95	77,400	5,590	5,730	88,720	12	191	138,580	7,610	8,900	155,090	12	195	176,370	8,600	7,280	192,250
1	95	83,940	5,040	3,420	92,400	1	191	162,180	8,680	5,000	175,860	1	195	155,360	7,830	5,390	168,580
2	95	68,600	4,800	4,560	77,960	2	192	119,510	6,710	6,820	133,040	2	195	127,030	6,410	5,800	139,240
3	95	83,170	5,830	3,910	92,910	3	192	128,010	6,780	6,140	140,930	3	195	157,570	8,400	5,120	171,090
		1,013,200	74,720	54,600	1,142,520			1,850,520	104,830	79,100	2,034,450			2,006,700	105,750	72,640	2,185,090

参考資料

集積所状況（令和7年10月31日現在）

北
縮尺S=1 25000

